

京都府子どもの未来づくりサポーター活動支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 京都府では、「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すこととしている。低所得世帯の子どもの多くは、生活習慣の確立や学習習慣の定着が図られていないことから、大学生などの若い世代が中心となって取り組む子どもの貧困対策に係る活動に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当するグループ又は団体とする。ただし、グループ又は団体の代表者が、京都府税を滞納していない者に限る。

- (1) 20歳代の若者を中心とした3名以上の者によるボランティアグループ
- (2) 大学生又は大学院生を構成員とする学生団体。ただし、大学等から運営助成を受けているクラブ等を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子どもの貧困問題を理解し、主に低所得世帯（要保護・準要保護家庭等）の子どもの対象に行う、生活習慣の確立や学習習慣の定着に向けた次の取組とする。

- (1) 学習支援活動
- (2) 学生等の若い世代と子ども及び子ども相互間の交流活動
- (3) 文化・スポーツ・自然などの非日常の体験活動
- (4) 食育活動
- (5) 学習や友人関係などの相談・助言活動
- (6) その他の子どもの貧困対策に資すると知事が特に認めた活動

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業の実施に必要な費用から、事業実施のために徴収した参加費や寄付金などの収入を差し引いた額とする。ただし、市販品を購入し、そのまま加工することなく提供するお菓子等に係る経費については、原則として、補助対象外経費とする。

- 2 補助金の額は、前項の補助対象経費の額（補助対象経費の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、30万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(事業実施上の留意点)

第5条 事業実施団体は、熱中症予防等、子どもの安全の確保に努めること。

- 2 新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、国の基本的な感染症対策等に基づき、着用が効果的な場面でのマスクの着用や、手洗い等の手指衛生、換気など、状況に応じて取り組むこと。

(補助対象事業の聴取等)

第6条 知事は、この補助金の対象とする事業について、第2条に定める事業者のうち、新規申請を行う事業者からは「子どもの未来づくりサポーター活動支援事業実施計画書」(別記第1号様式)、前年度からの継続実施を行う事業者からは「子どもの未来づくりサポーター活動支援事業費補助金交付申請書」(別記第2号様式)により、実施しようとする事業の内容の聴取を行うこととする。

(補助金の交付申請及び変更交付申請等)

第7条 規則第6条に規定する交付申請書は、別記第2号様式によるものとし、事業は、原則として補助金の交付決定を受けてから着手するものとする。ただし、補助金交付決定前までに事業着手する必要がある場合は、指令前着手届(別記第3号様式)を提出することにより、事業を執行することができる。

- 2 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更は、補助金総額の増減とし、変更の承認を受けようとする者は、変更交付申請書(別記第4号様式)により知事に申請するものとする。
- 3 規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定後、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第6号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告書)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月26日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年8月11日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年6月2日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。